

# はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

現在、NPO法人の数は全国で5万法人を超えていますが、NPO法人支援のための認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）制度の利用は僅少であり、多くのNPO法人が財政上の問題を抱えていることなどの現状に鑑み、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため平成23年6月に法改正が行われ、平成24年4月から認証手続きの簡素化や認定基準の緩和が図られるとともに、認証認定事務を一元的に都道府県・指定都市において担うなどの改正が行われました。その後、平成28年6月、令和2年4月、令和3年6月に制度が一部改正され、現在の制度となっております。

本書は、認定NPO法人に係る手続きについて内閣府作成の「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（令和3年6月）」より抜粋し、茨城県の様式に修正してあります。本書が認定NPO法人を目指す方々に活用され、より多くのNPO法人が行政や企業と並ぶ新たな公共サービスの担い手となることを期待しています。

令和4年3月

茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

|           |  |
|-----------|--|
| 法         | 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）   |
| 法令        | 特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）  |
| 法規        | 特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）  |
| 法附則       | 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則  |
| NPO法人     | 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人   |
| 認定NPO法人   | 特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人  |
| 特例認定NPO法人 | 特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人  |
| 認定NPO法人等  | 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人   |
| 所轄庁       | 特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長） |
| 条例        | 茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）  |
| 県規則       | 茨城県特定非営利活動促進法施行規則（平成10年茨城県規則第58号）  |
| 措法        | 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）   |
| 措令        | 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）  |
| 措規        | 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）   |
| 法人法       | 法人税法（昭和40年法律第34号）  |
| 法人令       | 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）   |
| 法人規       | 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）  |
| 所法        | 所得税法（昭和40年法律第33号）  |
| 所令        | 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）   |
| 所規        | 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）  |
| 相規        | 相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）  |
| 組登令       | 組合等登記令（昭和39年3月23日政令第29号）   |
| 行手法       | 行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）  |